

令和5年12月5日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 高井 康之  
(公印省略)

オンライン請求への移行を促進するための周知広報資料等の送付について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

日本医師会から標記について、令和5年11月21日付で、事務連絡が発出されたとの連絡がありました。

オンライン請求につきましては、令和5年3月23日の社会保障審議会医療保険部会において、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）に基づき「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」が取りまとめられ、オンライン請求への移行を促進するための周知広報資料が別添のとおり作成されました。厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がございました。

内容は別添資料にまとめられており、「既にオンライン資格確認を導入し、現在光ディスク等による請求を行っている医療機関」は、2024年9月末まで経過措置期間が設けられ、それ以降も光ディスク等による請求を続ける場合には、1年更新制の届出が必要になるとされています。また、「現在紙レセプトによる請求を行っている医療機関」は、2024年4月以降も紙レセプトによる請求を続ける場合には、改めて当初の要件を満たしている旨の届出の提出を求めることとされています。手続きの詳細は追って周知となっております。

そのほか同資料では、オンライン請求のメリット、オンライン請求への移行の手順、セキュリティの確保についても記載されております。

同資料は下記厚生労働省ホームページにも公開され随時更新されるとのことです。

○厚生労働省 保険医療機関・薬局におけるオンライン請求等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00001.html)

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局： 大阪府医師会 保険医療課（電話 06-6763-7001） 総務課企画室（電話 06-6763-7021）
---